

## 第96回サービス統計・企業統計部会（文書開催）議事結果

1 日 付 令和2年4月20日（月）～5月12日（火）

### 2 審議参加者

#### 【委員】

椿 広計（部会長）、野呂 順一、宮川 努

#### 【臨時委員】

成田 礼子、宇南山 卓、菅 幹雄

#### 【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

### 3 議 事 経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について

### 4 議事の状況

「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」（令和2年4月7日最終改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定）において、「総務省主催の（略）有識者会議については、緊急事態宣言が効力を有する間、遠隔開催以外は中止とする。」と定められたことに伴い、第96回サービス統計・企業統計部会は、資料1-1、1-2、2及び3に基づき、書面による審議が行われた。

今回の審議では、経済センサス-活動調査の変更内容のうち、「調査対象の範囲」及び「調査方法」について、修正意見等はなかったことから変更内容は適当とすることとされた（委員から提出された意見・質問と、それに対する調査実施者の回答は、別紙のとおり）。

また、椿部会長からは、「大企業の公的経済統計調査において別の調査系統で同一客体に行われた場合、プロファイリングによる情報収集へのクレームひいては非協力に繋がりがねない。この種の調査系統の齟齬がないか府省横断で検討する必要がある。」との意見があったことから、後日、これを統計委員会に報告することとされた。

次回も引き続き書面で開催することとされた。

第96回サービス統計・企業統計部会 配布資料の内容等に対する質問・意見及び回答

委員等お名前	椿 広計
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
3	1、2	調査対象の範囲の変更については妥当と考える。	御意見のあった部分を含め、調査が滞りなく実施できるように、準備を進めてまいりたいと考えております。
3	4、5 論点 d	調査員調査から直轄調査への移行を進め自治体などの負担低減を図ったことは適切である。その中で、逆に直轄調査から調査員調査に移行させた個人経営複数事業所企業の調査を追加することも、これまで調査員の大きな負担であったことが推察される個人経営事業所企業全体の調査事項を簡素化するなど配慮はされているため、妥当と判断した。一応、念のためこの点についての地方公共団体との調整経緯と反応を問いたい。	今回の調査対象区分(直轄調査又は調査員調査)の見直しについては、令和元年度に数度にわたる会議において意見交換を行ったほか、全都道府県、全市町村に対する意見照会を行うなどにより、地方公共団体のコンセンサスを得ております。 なお、地方公共団体からは、今回の見直しにより約9万事業所が調査員調査から直轄調査に移行したことで調査員調査の負担軽減につながったとの反応を得ております。
3	5	大企業に対するプロファイリングの活用は、全府省の経済統計で推進すべきものであり妥当である。 本調査の答申に関わる問題ではないが、大企業の公的経済統計調査において別の調査系統で同一客体に行われた場合、プロファイリングによる情報収集へのクレームについては非協力が繋がりにくい。この種の調査系統の齟齬がないか府省横断で検討する必要がある。	御意見のあった前段部分を含め、調査が滞りなく実施できるように、準備を進めてまいりたいと考えております。  (事務局からコメント) 御意見の後段部分につきましては、経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更計画にかかる審議の場ではなく、広く企業対象統計の課題として議論いただく必要があると考えます。

委員等お名前	野呂 順一
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の質問・意見	府省庁の回答
1-1	6	<p>「甲調査票の調査票構成の見直し」について、書かれていますが、経済センサス-活動調査の調査票構成の見直しについては、前回の調査(平成28年度)でも見直されたばかりであり、諮問第78号の「調査票構成の見直し」と比較しますと、微妙に変更になっています。</p> <p>例えば、産業分類M(宿泊業、飲食サービス業)については、平成28年度調査では、調査票が1本でしたが、令和3年度調査では、M1(宿泊業)とM2(飲食サービス業)で、調査票を別々にする計画となっています。</p> <p>その他の項目でも変更点が多く見られ、こうした頻繁な改定が統計の連続性に与える影響についてご説明いただければと思います。</p>	<p>(事務局からコメント)</p> <p>次回以降の部会で審議を予定しています。</p>

委員等お名前	成田 礼子
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
1-1	7	日本標準産業分類をベースとしたものから生産物分類をベースにしたものに変更する理由は何でしょうか？	<p>(事務局からコメント)</p> <p>次回以降の部会で審議を予定しています。</p>
1-1	7	副業企業を把握するとのことであるが、上場会社であれば、有価証券報告書、非上場会社であれば、税務申告書に添付している決算書と一致する形で、すべての副業を把握する予定でしょうか？それとも主な副業のみを把握する予定でしょうか？	<p>(事務局からコメント)</p> <p>次回以降の部会で審議を予定しています。</p>

1-1	7	商業マージンの把握の必要性から商品売上原価を把握することになったが、マージンは品目群別に異なるが、品目群別に把握しなくてよいのでしょうか？	(事務局からコメント) 次回以降の部会で審議を予定しています。
-----	---	---	------------------------------------

委員等お名前	宇南山 卓
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
2 3	1 1	これまで、「国及び地方公共団体の事業所」をどのように把握していたのか、母集団情報はどのように管理されていたのかを教えてください。	「国及び地方公共団体の事業所」は、前身の事業所・企業統計調査において5年に1回、経済センサス創設後も、これまで経済センサス-基礎調査において5年に1回把握してきました。 また、事業所母集団情報の管理については、「国及び地方公共団体の事業所」、「民営事業所」を別途に管理しています。
2 3	2 2	公営企業の定義はどのようなものか？第3セクターのようなものは、甲調査・乙調査のどちらの対象となるのか？どちらの対象になるとしても、これまでの対応と変更はないか？確認させてください。	地方公営企業（地方公共団体が設置・経営する企業）については、法人格を持たず、地方公共団体の一部を構成しているもの（地方公共団体の事業所）であることから乙調査の対象となります。一方、第3セクター（地方公共団体が出資等を行っている会社、社団法人・財団法人等）については、地方公共団体と別法人であることから民営事業所として甲調査の対象となります。 本調査における甲調査及び乙調査の区分については、従前からの変更は行っておりません。
2 3	—	調査の方法、特に個人企業については複数事業所も含めて調査員調査に移行という変更、については妥当だと思います。	御意見のあった部分を含め、調査が滞りなく実施できるように、準備を進めてまいりたいと考えております。

委員等お名前	菅 幹雄
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
3	1 1	「試験調査におけるサービス分野の収入品目の記入率」が高かったことは、そもそも収入品目の記入は難しいと考えていたので、驚くとともに喜ばしいことでもある。ここで「記入率」の定義について確認したい。1つの品目でも収入品目について記入があれば「記入できた」としたのか、あるいは収入金額の一定割合以上の収入品目について記入がある場合を「記入できた」としたのか？	(事務局からコメント) 次回以降の部会で審議を予定しています。
3	1 2	「商業が主業の企業においては、在庫の把握のため、年初商品手持額及び年末商品手持額も記入を求めるが、副業企業については、報告者負担軽減のため、商品売上原価のみとする。」としている。このとき個人経営企業は「産業共通調査票」で調査するので、報告者負担軽減の対象となり、商品売上原価のみ回答すればよいが、個人企業経済調査の対象個人経営企業は棚卸高を調べていると理解してよいか？	(事務局からコメント) 次回以降の部会で審議を予定しています。
3	1 8	立地環境特性編について、飲食サービス業、生活関連サービス業の個人向けサービス業を集計対象に追加することは、「商店街振興施策を決定する際の商店街の状況把握」に役立ち、大変に有意義であると考えられる。確認したいのは、ここでいうところの「飲食サービス業」とは「中分類 76 飲食店」、「生活関連サービス業の個人向けサービス業」とは「中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業」とであると思われるが、それで正しいか？また「中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業」、「中分類 80 娯楽業」は含めるのか？すなわち、弁当屋と映画館、ゲームセンター、パチンコ店を含めるのか？	(事務局からコメント) 次回以降の部会で審議を予定しています。

委員等お名前	宮川 努
--------	------

配付資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
—	—	今回の経済センサス活動調査は、2021年に実施するものの、2020年の企業活動を調べることになる。現在の時点で2020年の企業活動が、東日本大震災を上回る全国的でかつ長期的な影響をもたらす異常な事態となるのはほぼ決定的である。こうした異常な時期のデータを日本経済の長期的な構造とみなすことはできないのではないか。またこのデータは2025年のSUTや5年後のSNAの基準改定の重要な基礎資料となる。このことを考えると、本来は調査を延期すべきと考えるが、もし実施するとしても総務省や経済産業省、内閣府はその結果を使ってSUTやSNAを作成することを踏まえて、新型コロナウイルスによる業態の変更や縮小の程度を聞く（または現在新型コロナウイルスの感染前の状況と比べてどれくらいまで復調したかという質問を加える）などの対応策を検討しておくべきではないか。	(事務局からコメント) 次回以降の部会で審議を予定しています。
2	10	減価償却費と支払利息を調査項目から削除することについては理解できない。報告者負担の軽減については理解できるが、この2項目については税務申告の際にも報告している項目である。総務省の付加価値額が算出できなくなるのではないかとこの質問に対する回答で、付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税効果としているが、これは純付加価値額であり、GDPに対応する粗付加価値額を算出するためにはこれに減価償却額を加えなくてはならない。支払利息もまたSUTやSNAを作成する際の重要な情報にならないか、よく検討してもらいたい。	(事務局からコメント) 次回以降の部会で審議を予定しています。